（瀬戸内海漁業調整事務所に置く課等）

第五百六十七条　瀬戸内海漁業調整事務所に、次の四課並びに漁業監督指導官三人、資源保護管理指導官一人、資源管理推進官一人及び漁船検査官一人を置く。

総務課
調整課
資源課
指導課

（調整課の所掌事務）

第五百六十九条　調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　瀬戸内海広域漁業調整委員会に関すること（資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（資源課の所掌事務）

第五百七十条　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること（調整課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

（資源管理推進官の職務）

第五百七十三条の二　資源管理推進官は、第五百五十七条の二の事務をつかさどる。

（九州漁業調整事務所に置く課等）

第五百七十五条　九州漁業調整事務所に、次の五課並びに資源管理推進官及び漁船検査官それぞれ一人を置く。

総務課
資源課
沿岸課
沖合課
漁業監督課

（資源課の所掌事務）

第五百七十七条　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

（瀬戸内海漁業調整事務所に置く課等）

第五百六十七条　瀬戸内海漁業調整事務所に、次の四課並びに漁業監督指導官三人、資源保護管理指導官一人、資源管理計画官一人及び漁船検査官一人を置く。

総務課
調整課
資源課
指導課

（調整課の所掌事務）

第五百六十九条　調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　瀬戸内海広域漁業調整委員会に関すること（資源管理計画官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（資源課の所掌事務）

第五百七十条　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること（調整課及び資源管理計画官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

（資源管理計画官の職務）

第五百七十三条の二　資源管理計画官は、第五百五十七条の二の事務をつかさどる。

（九州漁業調整事務所に置く課等）

第五百七十五条　九州漁業調整事務所に、次の五課並びに資源管理計画官及び漁船検査官それぞれ一人を置く。

総務課
資源課
沿岸課
沖合課
漁業監督課

（資源課の所掌事務）

第五百七十七条　資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課及び資源管理計画官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

（沿岸課の所掌事務）

第五百七十八条　沿岸課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　日本海・九州西広域漁業調整委員会に関すること（九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限り、沖合課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

（資源管理推進官の職務）

第五百八十条の二　資源管理推進官は、第五百五十七条の二の事務をつかさどる。

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6・7　（略）

8　第二条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、第二十六条第一項の海外輸入規制対策専門官のうち一人、第三十二条第一項の生産専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第四十六条第一項の消費税転嫁対策官、第六十条第一項の企画官のうち一人、第百三条のオリンピック・パラリンピック担当専門官、東北農政局及び関東農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうちそれぞれ一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第四項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十七条第一項の消費税転嫁対策官、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官及び災害対策調整官、第三百九十四条第

（沿岸課の所掌事務）

第五百七十八条　沿岸課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　日本海・九州西広域漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限り、沖合課及び資源管理計画官の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

（資源管理計画官の職務）

第五百八十条の二　資源管理計画官は、第五百五十七条の二の事務をつかさどる。

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6・7　（略）

8　第二条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、第二十六条第一項の海外輸入規制対策専門官のうち一人、第三十二条第一項の生産専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第四十六条第一項の消費税転嫁対策官、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局及び関東農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうちそれぞれ一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第四項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十七条第一項の消費税転嫁対策官、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官及び災害対策調整官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森